

民法（債権法）改正の動向 — 定型約款に関する改正について

EY弁護士法人 弁護士 千葉直人

▶ Naoto Chiba

裁判官任官（2005～10年）、証券会社勤務を経て、10年に弁護士登録。企業を代理した訴訟（知的財産訴訟、建築訴訟、不動産関係訴訟など）および訴訟外の交渉等の紛争案件を中心に、一般企業法務等に関する案件を幅広く取り扱う。

I 約120年ぶりに大改正される債権法

現行民法（以下、現行法）は明治29年に制定されましたが、平成16年に実施された口語化に伴う若干の改正を除いては、約120年間ほとんど改正がされていませんでした。しかし、その間に、新たな契約類型や決済手段等が登場し、伝統的な契約類型においても定型化された大量取引等が重要になり、それに伴い新たな法原理の生成、判例の集積がなされてきました。

法務大臣は、そのような背景のもと、平成21年10月28日の法制審議会にて、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があるため、要綱を示されたい旨を諮問し、平成21年11月以降、法制審議会の民法（債権関係）部会において、債権法改正に向けた議論がなされ、本年2月、債権法改正の「要綱案」が公表されました。改正法案は、今年の通常国会へ提出される予定であり、可決後一定の周知期間を経て施行されると見込まれます。

II 定型約款の定義

【要綱案】

定型約款の定義について、次のような規律を設けるものとする。

定型約款とは、定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的な

ものをいう。）において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。

現行法上は、定型約款（いわゆる「約款」）に関する定めはなく、要綱案は、次の四つの要件を満たす条項の総体を定型約款と定義しました。

- ① 相手方が不特定多数であること
- ② 内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的な取引（定型取引）で用いられること
- ③ 契約の内容とすることを目的とすること
- ④ 定型取引の当事者の一方が準備したものであること

III 定型約款についてのみなし合意

【要綱案】

定型約款についてのみなし合意について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 定型取引を行うことの合意（定型取引合意）をした者は、次に掲げる場合には、定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

- ア 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。
- イ 定型約款を準備した者（定型約款準備者）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

(2) (1)の規定にかかわらず、(1)の条項のうち、相手方

の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして民法第1条第2項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。

要綱案は、定型約款を契約の内容とするための要件（組入要件）として、この定めを置きました。

企業における実務上の対応として、現在使用している契約書等が定型約款の組入要件（前記（1））を充足したことを事後的に立証できる形式となっているか（相手方が事後的に約款を契約の内容とする旨の合意をしたことはない等と主張したときに、契約書等の内容から客観的に合意等の存在を立証できるか）については、検討が必要と考えられます。

また、前記（2）に関し、現在企業において使用している約款に、相手方の利益を一方的に害する内容としてみなし合意が否定されるおそれのある条項がないか（例えば、故意または重過失がある場合にも損害賠償責任を一切免れる旨の条項など）は、現行法上も信義則や消費者契約法の規定等との関係でその有効性が問題となり得る点ですが、この要綱案で明文化されたことを契機に、改めて検討を行う必要があると考えられます。

IV 定型約款の内容の表示

【要綱案】

定型約款の内容の表示について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。
- (2) 定型約款準備者が定型取引合意の前において（1）の請求を拒んだときは、2の規定^{※1}は、適用しない。ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

要綱案は、定型取引合意後の相当期間内に相手方から請求があった場合には、定型約款の内容を遅滞なく開示すべきことを定めています。正当な事由なくして開示を拒否すると、仮に定型約款を契約内容とする旨の合意をしたとしても、定型約款の組み入れができなくなることに留意が必要です。

V 定型約款の変更

【要綱案】

定型約款の変更について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。
 - ア 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。
 - イ 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この4の規定^{※2}により、定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- (2) 定型約款準備者は、（1）の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。
- (3) （1）イの規定による定型約款の変更は、（2）の効力発生時期が到来するまでに（2）による周知をしなければ、その効力を生じない。
- (4) （略）

要綱案は、定型約款の変更の要件、方法等に関して前記定めを置きました。実務上、特に、定型約款の変更のための周知方法（前記（2））をどのようにするか（自社ウェブサイトによる具体的な周知方法等）については、あらかじめ検討しておく必要があると考えられます。

お問い合わせ先

EY弁護士法人
Tel : 03 3509 1683
E-mail : naoto.chiba@jp.ey.com

※1 「Ⅲ 定型約款についてのみなし合意」の規定

※2 「V 定型約款の変更」の規定